

予算・決算特別委員会

日時：令和5年2月15日（火）

本会議終了後

場所：第2委員会室

- 1 議案の分科会への審査委嘱
- 2 予算・決算議案の審査方法について
- 3 その他

【検討部会開催日】

令和4年12月21日（水）
令和5年1月18日（水）
令和5年2月1日（水）

【検討部会で出た意見を抜粋】

○不可分の原則について

昭和29年9月3日の行政実例にて、「一議案を二以上の委員会に付託すべきものではない。」「予算は不可分であつて、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。」分割付託に関する法の解釈が回答されている。

- ・行政実例による法の解釈のもと、議案は不可分であるとの認識から、島田市議会のこれまでの審査等の流れの中で不可分の原則に則る形となっている。
- ・解釈であるため、罰則規定等があるわけではないが、議会という機関ではやはり法令を守るべきではないか。
- ・全国的な流れを見ても分割付託をしている自治体が少なくなっており、常任委員会に戻すのはそれに逆行する形となる。
- ・法があるから分科会で審議を行っているのではなく、PDCAサイクルのため、提言を作成する必要があるから分科会を設置していると解釈している。不可分の原則はこだわる必要はあまりなく、もう少し効率や審査の内容を深めるのが重要ではないか。
- ・あくまで原則としての不可分である。現在のように分科会に分かれたことであやふやになっている部分もあるのではないかと思うため、その部分は方法論で解決していきたい。

○審査の範囲

- ・特別会計の審査は置いておいてしまっているのか。特別会計についての提言ができないことになるのではないかと考えるため、特別会計も審査に入れるべき。
- ・決算の審査を行う際、事業の内容が記載された評価シートが今後出てくるようになる。一歩ずつ進んでおり、今後も少しずつ進んでいくためにも、早急に特別会計まで広げるより、まずは一般会計のみで始めてはどうか。
- ・特別会計は審査の分野が限られる。現在どおり常任委員会に付託で良い。
- ・特別会計で重要に思う事業が出てくる可能性がある。その際の審査方法をどのようにするかをクリアすることができれば一般会計のみでも良いのではないか。
- ・評価シートは現在一般会計のみが出る予定であり、特別会計を審査範囲とする場合は当局との検討が必要となる。

○審査の方法

- ・賛否確認は、全委員で行う委員会において行うべきであり、分科会での賛否表明、確認はやめるべきである。
- ・いろいろな意見があつて然るべきであるが、全体での会がおざなりになっている印象があるため、分科会では、疑問点等ポイントのみをまとめることとしたい。
- ・常任委員会で全て審査を行う方式に戻し、それぞれの常任委員会で評価シートを利用し深く審査を行えばよいのではないか。
- ・自分の担当している分科会以外の質疑を行うために、執行当局に出席を依頼することは、機能分担し審査をしていることが無意味となるため、行うべきではない。

○提言について

- ・常任委員会等に関する提言については、それぞれの常任委員会等からも行うことができるため、現在の体制で行うことができる。
- ・提言の作成は委員長のみではなく、別の委員にも関わっていただくことはどうか。
- ・委員長、副委員長がいるため、まずはその2名で行うのはどうか。
- ・新潟県柏崎市は、予算・決算の審査委員会に「運営会議」と呼ばれるものがあり、審査の委嘱先や予算・決算の運営の仕方について検討しているとのことで、当市でもそのような会議を設け運営の仕方や提言の内容等について検討してはどうか。

【提言のための特別委員会を設置するべきであるとの意見について】

(概要)

P D C A サイクルを作成するために提言を行うことが目的と解釈している。

提言を結びつける部分に関しては、内容からそれぞれの委員会などから選抜した委員によって構成する特別委員会や理事会などを設置し、そこですべての提言をまとめるようにする。委員は委員長の業務の軽減のため、副委員長と他委員の2名ずつ+その特別委員会の正副委員長等で構成する。そのようにすれば、特別会計や企業会計なども含めることができるのではないか。

(意見)

- ・それぞれの委員会で内容を精査し、まとめるため、提言のために別組織をつくるのは不要なのではないか。
- ・委員会という組織が存在する以上、委員長を外し別の組織をつくるのはいかがかと考える。委員長の業務の軽減を目指すのであれば、委員長の采配で割り振るようにすべき。
- ・ワーキンググループで、実務の作業的には良いのかもしれないが、提言をつくることが、本来の趣旨ではないのではないか。

○その他

- ・今後、常任委員会化させるのか、特別委員会のままとするのか、予算と決算を同じ委員会とするのかなども議論する必要もてくるのではないか。
- ・条例改正が必要になるため、常任委員会化するのは、進め方や委員構成などがある程度安定してきてから行うことが望ましい。

9 議案の付託方法

ハ 実例 ヲ

○議案の委員会付託の手続 (昭和三五、五、二二、自治行政第五七号
臨時議事録局長宛 行政課長回答)

問 会議規則に規定すれば、議長は、議会に提出された議案を議会の議決によらないで、国会の場合のように議長が直接適當の常任委員会に審査を付託することができるか。

答 できるものと解するが、議会の議決により付託する取扱とするのが適當である。

○議案の分割付託の可否及び連合委員会の性質

(昭和二七、二、二二、自治行政第一七四号
臨時議事録局長宛 行政課長回答)

問 同一の事件を、相關連するゆえをもつて二以上の委員会に共同付託することは適法でないと思ふがどうか。

一 一の方法が適法でないとすれば、特別委員会を設けるか又は最も適當な委員会に付託し、他の委員会と協議して連合委員会を開くことが適法と思ふが、この連合委員会の運営について

1 連合委員会は、連合してあたかも一委員会のごとく付議表

決に至るまで一般委員会と何ら異なることなく運営される。

2 連合委員会に参加した他の委員会の委員は、討論、表決には加わらないものと解する。以上相反した二つの見解のうち2の方法が適當と思われるがどうか。

但し、2の方法中討論にも加わらないものとするれば、他の委員会の委員は、賛否の意見を開陳する機会が与えられないので、連合委員会は意味をなさないものと思われるがどうか。

答 一 お見込のとおり。

二 2の方法によるべきものと解する。なお、協議を受ける委員会の委員は、付託された委員会の表決に加わることはできない。但し、当該委員会としての意見を開陳しうるのは當然である。

○議案の付託の方法及び連合審査会

(昭和二八、四、六、自治行政第六六号
臨時議事録局長宛 行政課長回答)

問 数個の条例を改正する一つの条例が提出され、しかも所管委員会ごとに分割審査できるものと認められる場合、これを各委員会に分割付託することができるか。

一 所管が二以上の委員会の所管にまたがる数個の条例の改正を一つの条例をもつてする議案付託の方法は次のうちいずれが適

A [判例①五七三(五)]

当か。

1 議長が所管件数の多少、軽重等を勘案して一の委員会を主査と定めてこれに付託し、付託された委員会が審査に必要なあるとすときは関係委員会と協議して連合審査会を開く。

2 所管ごとに分割して関係委員会に付託する。

3 特別委員会を設け、これに付託する。

三 普通地方公共団体の議会の委員会が審査のため必要があるとき他の委員会と協議して開く連合審査会の会議主宰者は、当然にその事件を付託された(主査たる)委員会の委員長であり、また、連合審査会に参加した他の委員会の委員は、討論、表決に加わることはできないものと思ふがどうか。

答 一 できないものと解する。

二 事案の性格により、1又は3の方法によるべきである。

三 お見込のとおり。

○決算の常任委員会への付託の方法

(昭和二八、二、二二、秋田県議
事務局長宛 行政課長回答)

問 決算を予算案のごとく部門ごとに各常任委員会に分割付託することができるか。

答 一の委員会に付託すべきものと解する。

A [判例①五七三(五)]

○分割付託の可否

(昭和三五、九、三、自治行政第一六〇号
臨時議事録局長宛 行政課長回答)

問 一 議案を二以上の委員会に付託することは不可能と考えるがどうか。若しかりに適法であり可能とするならば、いかなる方法で付託するか。

二 予算の分割審議の可否に関する法律の明示はないが、予算不可分の原則は当然のこととして法律の考えなかつた範圍に属する問題であつて案理違反と考えるがどうか。

答 一 議案を二以上の委員会に付託すべきものではない。

二 予算は不可分であつて、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行へば、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。